

## 令和2年度（2020年度）第2回政策会議

日時：令和3年（2021年）1月15日（金）14:15～14:30

会場：市長会議室

参集者：工藤市長，谷口副市長，平井副市長，田畑企業局長，辻教育長，湯浅企画部長，小山内総務部長，小林財務部長

### 付議事項

第6期函館市障がい福祉計画（素案）について

### 対応者

大泉保健福祉部長，本吉保健福祉部次長，高橋福祉拠点整備担当課長

#### ◆議題の趣旨◆

第6期函館市障がい福祉計画（素案）について協議しました。

#### ◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

#### ◆主な発言◆

##### ■大泉保健福祉部長

第6期函館市障がい福祉計画の素案について説明させていただく。

初めに，計画策定の趣旨についてであるが，本計画は障害者総合支援法により都道府県および市町村に策定が義務づけられているもので，本市ではこれまで第1期から第5期まで策定しており，第5期計画については児童福祉法により策定が義務づけられている「障がい児福祉計画」を包含し，策定した。

また，本計画は障害者基本法に基づく10か年計画である「第2次函館市障がい者基本計画」の実施計画としての位置づけであり，障がい福祉サービス等を提供するための体制を計画的に確保することをめざし，策定するものである。なお，計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年とする。

次に，計画推進のための基本的事項である基本理念については，「第2次函館市障がい者基本計画」に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち，自立し，安心して暮らせる共生社会の実現」としている。計画の基本的な方向としては，7つ設定しており，そのうちの5つは第5期計画からの継続事項であるが，残る2つの「障がい福祉人材の確保」および「障がいのある人の社会参加を支える取組」については，国の基本指針に則して，第6期計画で新たに追加した事項となっている。

続いて，障がいのある人およびサービス提供体制の現状であるが，令和2年4

月1日時点で、身体障害者手帳等所持者の状況は、身体障害者手帳が12,417人で、前回計画策定時の平成29年度と比較し、567人の減となっている。知的障がい者が所持する療育手帳については3,049人で、244人の増加。精神障害者保健福祉手帳については3,046人で、414人の増加。難病の方は2,298人で、155人の減となっている。

次に、第6期計画における重点的な取組として、6項目を設定している。

1項目は、「相談支援体制の充実と強化」である。主な取組としては、基幹相談支援センターを中心とした「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を担う事業所登録数を増やし、障がいがある方の親亡き後などを見据えた体制を強化するほか、市内10か所の地域包括支援センターを多機能化し、障がいのある方にも対応する新たな福祉拠点を整備する。また、研修会や養成講座等を開催することにより、相談支援に携わる人材の育成を図ることとしている。

2項目の「障がいのある人の地域生活への移行の促進」については、基幹相談支援センターが中心となり、障がいのある人が地域で受けられる福祉サービスの周知を図り、地域移行と地域定着を進めていくほか、グループホームの新規整備や拡大に向けて、事業者に対し各種補助制度の周知を行い、提供体制を確保するものである。

3項目の「地域社会の支え合い」については、障がいのある人が地域で暮らし続けることができるように、各種福祉サービス等を提供するほか、行政だけでは十分に対応できないインフォーマルなサービスについて、地域で補完できるような環境づくりを進める。また、災害時などに地域で協力・連携して支援を行うため、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行うとともに、災害時にも障がいのある人が支援を受けやすくする方策を検討することとしている。

4項目の「障がいのある人の就労の促進」については、ハローワークや道南しようがい者就業・生活支援センターなどとの連携により、障がいのある人の一般就労の拡大に向けた活動を進めるほか、農福連携や水福連携などをはじめ、様々な分野の活動について情報収集を進め、連携・協力を図るものである。

5項目の「障がいのある子どもに対する支援の強化」については、関係機関とともに、障がいのある子どものライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援を提供するほか、人工呼吸器や経管栄養など、生きていくために日常的な医療的ケアおよび医療機器が必要な医療的ケア児とその家族に対し、適切な支援を届けるコーディネーターを配置するものである。

6項目の「権利擁護の推進」については、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援につなげるために、地域における関係機関と協議を行い、協力体制や支援体制の強化を図るほか、函館市成年後見センターによる成年後見制度の市民への周知を図り、市民後見、法人後見に関する支援を進めることとしている。

続いて、令和5年度の成果目標であるが、国の基本指針で示されたものを基に、

本市における第5期計画までの進捗状況やサービス等の利用状況等を踏まえて設定した。

次に、障がい福祉サービス等のサービス量の見込みについてであるが、現在のサービス利用人数や過去の伸び率、施設の整備状況等を勘案し、見込みを算出した。なお、事業所種別によっては、見込み量を超えた場合に総量規制をかけるかどうかを渡島総合振興局と協議し、南渡島、南檜山、北渡島の合同の障がい福祉計画等連絡協議会に諮り、決定していく。

最後に、計画の推進については、関係機関とのネットワークの充実・強化を図っていくほか、国や北海道の動向を的確に把握し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していく。また、進行管理については、函館市障がい者計画策定推進委員会において、計画の進捗状況の点検・評価を行っていく。

#### ■小林財務部長

障がい福祉サービスに関しては、サービス量も市の予算としても増えてきている。障がいサービスについては総量規制ができないものだという認識であったが、説明の中で、サービス量の見込みを超えた場合には総量規制をする可能性について言及されていた。総量規制はできるという考えでよいか。

#### ■大泉保健福祉部長

サービスの種別によって、総量規制をかけるべきものと、かけるべきではないものがある。総量規制をかけるべきものとしては、放課後デイサービスや就労継続支援、生活介護などが考えられる。ただ、事業所の新設意向等があった場合でも、市の見込みは超えているが道南全体の見込みを超えないということであれば、許可されるというケースもある。ただし、やはり基本としては必要なものについては規制をかける方向で考えている。

#### ■小林財務部長

函館市の見込み数を超えていても、道南の他市町でサービス量に余裕があり、道南全体でカバーできることから、許可される可能性があるということか。

#### ■大泉保健福祉部長

これまで、あまりそのような事例はないが、今後サービス量がオーバーするような時代が来れば、可能性があると考える。いずれにしても、サービスの質にも注意しながらしっかりと管理していきたい。

#### ■湯浅企画部長

他に意見等ないようなので、原案のとおり了承とさせていただく。